

告 示

埼玉県告示第七百五十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

三谷 雄一	石川 剛久	本強矢 郁夫	北嶋 将之	風間 進	医師の氏名
肢体不自由	平衡機能障害、音声・言語 機能障害、肢体不自由	肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障 害、じん臓機能障害	心臓機能障害、呼吸器機 能障害	指定障害区分
蔵市立病院	院 医療法人社団博翔会 桃泉園北本病	本強矢整形外科病院	朝比奈医院	社会医療法人 入間川病院	医療機関の名称
八 蔵市北町二―十二―十五	北本市深井三―七十五	― 秩父市下影森八百七十一	四―十七 久喜市西大輪千九百二十	狭山市祇園十七―二	医療機関の所在地
令和七年八月十五日	令和七年七月十日	令和七年六月十二日	令和七年四月三十日	令和三年九月十四日	辞退年月日

金子 聡	三嶋 明香
肢体不自由	視覚障害
医療法人秀和会 総合病院 秀和	医療法人社団昭恵会 杉浦眼科
春日部市谷原新田千二百	春日部市中央一―五十一―六
令和七年八月三十一日	令和七年八月二十二日